

再評価に係る県知事等意見

6 建企第 4 1 0 号
令和 6 年 1 2 月 1 0 日

中部地方整備局長 殿

愛知県知事
(公印省略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

令和 6 年 1 1 月 1 9 日付け国部整企画第 1 2 6 号の意見照会について、別紙
のとおり回答します。

担 当 建設局土木部建設企画課
企画第二グループ（和田）
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 1 1

(別紙)

事業名	意見
一般国道302号 名古屋環状2号線	<p data-bbox="571 349 1382 387">○「対応方針（原案）」に対して、異議はありません。</p> <p data-bbox="571 461 1382 824">名古屋環状2号線は、国際物流・交流拠点である名古屋港への重要なアクセス道路であり、全線開通した専用部と合わせ、一般部である国道302号の完成によって、名古屋都市圏の環状道路としての機能が最大限に発揮される。そのため、一般国道302号の1日も早い全線4車線化に向け、さらに整備を推進すること。</p> <p data-bbox="571 848 1382 936">また、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められたい。</p>

6 土 建 第 1 4 5 号
令和6年11月27日

国土交通省中部地方整備局長 様

名 古 屋 市 長

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

令和6年11月19日付国部整企画第126号で依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）について

事 業 名	意 見
一般国道302号 名古屋環状2号線	<ol style="list-style-type: none">「対応方針（原案）」案に対して異議は、ありません。当該道路は、名古屋圏の環状道路を形成し、名古屋都心部に集中する交通を適切に分散導入する重要な道路であるため、一日も早い4車線化をお願いします。事業実施にあたっては、一層のコスト削減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いいたします。

緑政土木局道路部道路建設課
電話 052-972-2861

国土交通省中部地方整備局長
佐藤 寿延 様

静岡県知事 鈴木 康友

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る
意見照会について（回答）

令和 6 年 11 月 19 日付け国部整企画第 126 号で依頼のあった標記の件について、
下記のとおり回答します。

記

1 地すべり対策事業「由比地区直轄地すべり対策事業」
再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、日本の東西を結ぶ大動脈である国道 1 号、東名高速道路、JR 東海道本線などの重要交通網や人家等が集中する静岡市清水区由比地区において、地すべり被害を防止することにより、重要インフラの機能維持と安全で安心な生活基盤の確保を図る、大変重要な事業です。

今後も、事業効果の早期発現が図られるよう、必要な予算の確保やコスト削減の徹底、安全な工事施工に努め、事業を推進するようお願いします。

また、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県や関係者と十分な調整をお願いします。

2 港湾整備事業「清水港 新興津地区国際物流ターミナル整備事業」
再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、コンテナ船の利用が増加し混雑している新興津地区コンテナターミナルにおいて、年々増加傾向にあるパルプの輸入量の更なる増加、船舶の大型化に対応するとともに、地域経済の活性化に寄与する大型コンテナ船の安定的な寄港を支える大変重要な事業です。

今後も、事業効果の早期発現が図られるよう、必要な予算の確保やコスト削減の徹底に努め、事業を推進するようお願いします。

また、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。

3 道路事業「一般国道139号 富士改良」

再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、富士市内の南北軸を形成する国道139号と国道1号を接続することで、交通渋滞の緩和や交通安全の確保を図るとともに、重要港湾である田子の浦港へのアクセス向上による物流の効率化など様々な効果が期待され、多くのストック効果が期待できる大変重要な事業です。

今後も、事業効果の早期発現が図られるよう、必要な予算の確保やコスト縮減の徹底、安全な工事施工に努め、事業を推進するようお願いします。

また、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県や関係者と十分な調整をお願いします。

4 道路事業「伊豆縦貫自動車道」

- ・ 一般国道414号 河津下田道路（Ⅱ期）
- ・ 一般国道414号 河津下田道路（Ⅰ期）
- ・ 一般国道 1 号 東駿河湾環状道路
- ・ 一般国道414号 天城峠道路（月ヶ瀬～茅野）

再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

伊豆縦貫自動車道は、新東名、東名から、伊豆半島南部までを結ぶ高規格道路であり、日常生活や観光、産業活動の交通手段を自動車に大きく依存している伊豆地域において、「経済の好循環」、「災害時の救援活動等の支援」、「救急搬送等の医療活動の支援」など、様々な効果が期待され、伊豆地域全体の発展と安全・安心に寄与する重要な事業です。

今後も、事業効果の早期発現が図られるよう、必要な予算の確保やコスト縮減の徹底、安全な工事施工に努め、事業を推進するようお願いします。

また、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県や関係者と十分な調整をお願いします。